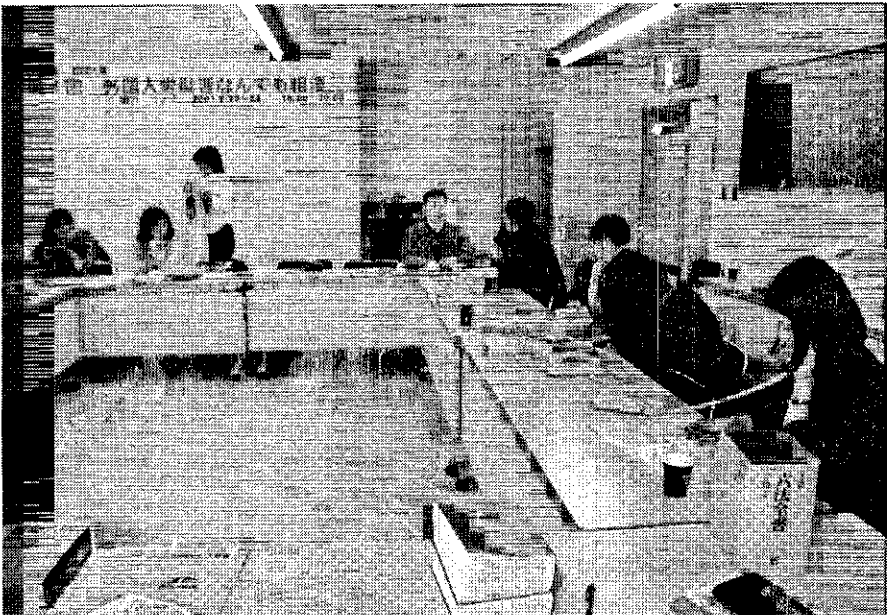


関西 労災職業病

関西労働者安全センター

2001. 4.10発行〈通巻第304号〉 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ほんらいビル602
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6943-1528
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail:koshc@osk2.3web.ne.jp



- 第21回総会開かれる
ダイオキシン問題で講演 2
- 日本産業衛生学会が認定
「珪酸粉じんが発ガン性あり」 6
- 情報公開制度スタート
大阪労働局にも公開窓口 8
- インドネシア研修・実習生が労組結成
工場閉鎖に立ち上がった研修・技能実習生たち 11
- 前線から(ニュース) 17
解体工事中の事故で障害3級の重傷 大阪/連合大阪が外国人
電話相談開催 大阪

3月の新聞記事から/19
表紙/連合大阪「外国人のための何でも電話相談」

第21回総会開かれる

ダイオキシン問題で記念講演

第21回総会を3月31日に開催した。総会では、昨年度の活動報告、新年度の活動方針が提案され、承認された。

労災による年間死亡2000名、休業4日以上死傷者13万人(1999年)とされる。この数字は事業主の届け出による数字であって、これを労災補償の実績からみた場合はさらに数字は増えて、年間の労災・職業病による死亡者は3000~4000名、労災新規受給者数は57万名(1998年度)となる。一般に職業病といわれる業務上疾病は約9000名(1998年度)にのぼる。

さらにこれらの数字の背景には労災隠しが存在する。その証拠の一端は、社会保険のレセプトチェックで見つかっている5万1千件、16億円(1998年度、社会保険庁調べ)にのぼる労災の健康保険への「隠れこみ」の実態だ。こうした労災隠し問題はこれまで本誌でも報告してきた。

じん肺がん、腰痛などにみられるように、科学的根拠のない不当に厳しい労災認定基準による職業性疾病認定件数の押さえ込み=制度的恣意的な労災補償件数制限が

存在していることも重大だ。

すなわち、労働省の発表する労災職業病件数などの数字は実態を反映するものとはなっていない。これでは、いろいろ出されてくる政・使の安全衛生施策が、労働者の権利、健康、安全を守るものとなっていくのかどうか疑わしいと言わざるを得ない。政策の根拠となる数字が実態を反映していないというのは、非常に深刻な問題である。

この意味で、労災隠し問題は本年度においても最重要課題の一つであり、今後も全国安全センターや各地の安全センター、労働組合などと連携して取り組んでいきたい。また、これまで取り組んできた事柄はどれも引き続き取り組むべき課題であり、とりわけ情報公開法が4月から施行されることから情報公開制度の活用も重要となってきている。

被災労働者、専門家、労働組合が力を合わせるといふ安全センターの特色を生かしながら、今年度も地道に着実にさらなる運動の前進を勝ちとっていかなくてはなりませんか。



「ダイオキシン対策の遅れは行政の責任」

豊能郡美化センターダイオキシン問題で記念講演していただいた松尾信子さん(豊能郡美化センターダイオキシン問題対策協議会委員)と中地重晴さん(環境監視研究所)ダイオキシン労災裁判への支援やダイオキシン対策の重要性を強く訴えられた。

2001年度活動方針(案)

- I 労働法制の改悪、規制緩和に反対し、すべての労働者のいのちと健康、基本的権利を守り、発展させるために闘う。
- II 大阪労働局、大阪府労働部など労働行政に対する働きかけを強化するとともに、全国、各地域の安全センターと連携をとりながら、労働行政における政策、制度の改善を実現に向け取り組む。
- III 労働行政の大幅な情報公開を求め、実現する
 - (1) 行政通達、事務連絡など行政運用基準、労働基準・安全衛生・労災補償・雇用など労働行政全般の行政情報の公開を実現する。
 - (2) 情報公開法の活用を図る。
 - (3) 有害化学物質情報、労災保険をはじめ労働行政の財政情報、その他の全面公開を求める。
- IV 職場の安全衛生活動への支援を強化し、自主対応・参加型安全衛生活動を推進する。
 - (1) 地域産業保健施策への労働側参加を支援し、具体的な地域展開をはかる。
 - (2) 中小零細企業などの安全衛生対策の充実を実現する。
 - (3) 自主対応・参加型の職場改善活動の普及に努める。
 - (4) 安全パトロール、安全衛生委員会活動への参加、チェックリストの作成などを通じて日常的な安全衛生活動に積極的に協力する。
 - (5) 専門家、協力医療機関との連携を強化する。

- (6) 高齢労働者、福祉労働者の安全衛生対策を推進する。
- (7) じん肺防止対策を強化し、じん肺の撲滅に取り組む。
- (8) アスベスト全面禁止を早期に実現する。
- (9) ダイオキシンなど有害化学物質への取り組みを強める。
- (10) 上肢作業障害、腰痛などの筋骨格系疾患作業関連疾患の対策に取り組む。
- (11) 腰痛対策の一環としての腰痛予防ベルト「楽腰帯」の普及に一層努力する。
- (12) 職場の喫煙・禁煙対策の積極的に支援する。

V 被災労働者の権利擁護・拡大、労災補償法制の抜本的改善に取り組む。

- (1) 労災隠しの解消のための抜本的対策を実現する。
- (2) 労災補償制度の改善（補償手続きの民主化、労災認定基準の抜本的見直し、障害補償制度の改善、アフターケア制度の充実、通院費・介護補償などの労災保険による療養費用の支給基準の見直し、補償打ち切り優先をやめ職場復帰対策の実現、被災者の権利を守る立場での時効運用の抜本的改善）を実現する。
- (3) 公務災害補償制度の改善へ向けた取り組みを進める。
- (4) 法定外補償制度の確立と充実、使用者責任追及の闘いを支援する。
- (5) 375通達による未請求療養費の時効にとらわれない完全支給を実現する。神奈川鍼灸時効裁判を支援する。
- (6) じん肺、アスベスト被害者の権利擁護と全面救済に取り組む。
- (7) 指曲がり症、頸肩腕障害・腰痛、脳心臓疾患などの労災認定闘争を積極的に支援する。
- (8) 外国人労働者の権利擁護、拡大、企業責任の明確化、有効な安全衛生対策の実現、情報の提供に努める。
- (9) 労災、安全衛生に関する相談体制を強化する。

VI 労働者の立場に立った労災医療、健康管理・増進、快適職場実現。

- (1) 田島診療所、菜の花診療所など労住医連医療機関をはじめとする医療機関や環境監視研究所、大学・研究機関専門家との連携を強化する。

VII 専門的課題への対応強化

- (1) 労災、労働基準などの法的問題での大阪労働者弁護団等との協力を強化する
- (2) 自治体労働安全衛生研究会にひきつづき参加、協力する。
- (3) 石綿対策全国連絡会議に引き続き参加し、アスベストの早期全面禁止に向け取り組む。
- (4) 様々な専門課題について、全国労働安全衛生センター連絡会議などと協力しながらパンフレットの作成・発行などを行い、被災者の救済、予防対策を進める。

VIII 教育宣伝活動の推進

- (1) 会員、購読者拡大用リーフレットの作成
- (2) 2001年度安全センター労働安全衛生講座の開催。
- (3) 機関誌の充実。編集委員会の設置。

- (4) 課題別パンフレットの作成、発行。特に、頸肩腕障害認定マニュアル、外国人向けパンフレット、喫煙対策パンフレットの作成。
- (5) 労働者の参加を促進するビジュアルな職場改善事例集の作成。特に港湾、金属機械職場における職場改善事例集の作成。
- (6) ホームページを開設する。

IX 全国安全センター強化と各地域センターとの連携強化、他団体との協力、国際交流の推進

- (1) 全国安全センターの組織的、財政的基盤を強化し、労働行政への影響力を高める。
- (2) 政策提言等具体的運動を通して、各地域安全衛生センターとの連携を強化する。
- (3) 連合大阪安全衛生対策会議に事務局参加するとともに、連合大阪安全センターに協力する。
- (4) 派遣労働ネットワークにひきつづき積極的に参加する。
- (5) 関係労働組合、団体との協力を強化する。
- (6) RINK、多文化共生センターなどと協力して外国人労働者の安全衛生、労災補償対策を進める。
- (7) 外国、とりわけアジアの地域の安全衛生センターとの連携、交流を進める。
- (8) 全国安全センター英語版ニュースへの協力など海外への情報発信を追求する。
- (9) 滞日外国人向けの情報提供に努める。

X 組織・機関誌拡大、財政対策

- (1) 団体会員、個人会員の会員拡大につとめる。
- (2) 機関誌購読部数の200部増を目指す。
- (3) 計画的な対策を進めることにより、財政基盤の確立をはかる。
- (4) NPO法人格取得についてひきつづき検討する。

石綿曝露

四国電力労災死事件訴訟

—日本初の電力会社アスベスト労災死事件
裁判の記録—

愛媛労働安全衛生センター 編

晴耕雨読 発行

(株)星雲社 発売

定価：1,900円 366頁

申込み：愛媛労働安全センター Tel (0897) 34-0900

全国安全センターTel (03) 3636-3882



日本産業衛生学会が認定 「珪酸粉じんが発ガン性あり」

労働省検討会の誤りさらに明らかに

本誌前号で労働省が招集した「じん肺症患者に発症した肺がんの補償に関する専門検討会」が、国際がん研究機関（IARC）が認定した、じん肺の主要な原因物質である珪酸粉じん（結晶性二酸化珪素、以下シリカ）の発ガン性を否定したことを報告した。

労働省はじん肺合併肺がんについて、じん肺と肺がんとの因果関係が証明されていないとして、1978年の労働省通達に基づき最重症の管理4（または管理4相当）のじん肺患者に発症した肺がんしか補償の対象としてこなかった。最重症のじん肺患者に肺がんが発症した場合、医療実践上の不利益があるから例外的に補償対象とするという考え方だ。

また、じん肺と肺がんとの因果関係を認めないことを正当化する重要な根拠として、IARCなどの国際的な権威のある機関が、シリカの発ガン性を「疑わしい」とはしても「発ガン性あり」とは認定していないことを挙げてきた。

IARCがシリカの発ガン性を認定したことが契機となって招集された専門検討会であったが、昨年12月に、労働省の意向に

沿って非科学的で政治的な結論を出した。

ところが、国内において発ガン性物質分類を公表している日本産業衛生学会が、4月の総会においてシリカの発ガン性分類を従来の第2群（おそらく発ガン性があると考えられる物質）から第1群（発ガン性のある物質）に変更することを決定した。

これは学会が自主的に設けている許容濃度委員会において、IARCの分類変更の妥当性を検討し「妥当である」と評価、この検討結果に基づいて学会の許容濃度勧告における分類変更を決定、総会でも了承されたものだ。この決定は1年間の暫定期間を経て正式決定となる予定だが、覆る可能性はきわめて低い。

つまり、学会は労働省専門検討会とは正反対の決定を行ったことになる。

ただにち認定基準改訂を

前号でも述べたように、労働省専門検討会は科学的検討とは無縁のプロセスによって、政治的結論を出した。専門検討会が重視したIARCの検討結果についての産衛学会の結論がこのことを如実に物語っている。

専門検討会はIARC決定を否定する一方、「国内外のじん肺患者の調査がほとんどすべてじん肺患者における肺がんの多発を報告しており、じん肺（あるいは珪肺）と肺がんとの因果関係が存在していることは科学的確定していること」をも、限られた論文の非科学的けちつけをただけで事実上無視した。

じん肺と肺がんの因果関係は見て見ぬ振りをし、IARCが認定した原因物質の発ガン性は否定する。そうした専門検討会と

労働省のでたらめさが、今回の産衛学会の決定によってますます明白になった。

厚生労働省はIARC決定に対する否定見解を撤回し、直ちに認定基準を改訂、すべてのじん肺合併肺がんを労災補償の対象とするべきだ。現在進行中の、肺がんがじん肺患者に発症した場合の「医療実践上の不利益」についての検討会などはそもそも不必要、時間と税金の無駄遣い以外の何者でもない。

じん肺

原因物質に発がん性

日本産業衛生学会が認定

労災補償影響も

2001.4/14 毎日(日)

2001年4月14日 毎日新聞

日本産業衛生学会は14日までに、トシネル工業などの現場で起るやすい肺疾患「じん肺」の原因物質のケイ酸について、発がん物質分類で最上位の人間に対して発がん性のある物質に分類した。国際機関や欧米の政府組織などはすでに「じん肺患者は肺がんになりやすい」などとして発がん性を認めていたが、日本の厚生労働省はケイ酸の発がん性を前記した労災補償の措置を講じていない。

ケイ酸を巡っては、世界人に比べて1.5〜6.0倍発がん(WHO)の組織「性」と認定。その後、米「国際がん研究機関」(IARC)は、肺がんの発症率をAARC)が6年前、「ケイ」に同様の認定をした。肺を吸ったじん肺患者が、こうした動きを受け産衛学会の専門の委員会が独自

に調査。発がん性ありとすることが同学会総会で了承された。1年間、学会の意見を求め正式決定する。

一方、旧労働省が設置したじん肺がん患者の補償についての「専門検討会」は昨年12月、「IARCの結論を受け入れられない」として補償がんとした認定を否定していた。

国内に法定じん肺被曝対象者は約30万人、患者は約2万人。厚生労働省はじん肺患者が肺がんになっても

原則的に労災認定しない。このため国内で少なくとも3人の患者が同省を相手に労災認定を求めて係争中だ。

厚生労働省労災補償部は「現時点で、ケイ酸の発がん性を前提に補償を検討する予定はない。一般論で言えば、医学的な知見の集積に待たず、将来的に真摯にはあつらふ」と話している。

【大庭 秀利】

間違いが明らかに
じん肺問題に詳しい関西労働安全センターの田嶋明彦・要務局長は、旧労働省が、科学的な検討会を設置して、科学的な事実や国際的な流れを無視して出したことが明らかになった。結論の見直し作業をストップさせた。直ちに着手するべきだ。

情報公開制度スタート 大阪労働局にも公開窓口

情報公開法が4月1日から施行された。

労働行政に関する情報開示請求は、大阪労働局9階に設置された『情報公開窓口』で受け付けている。(郵送可)

【大阪労働局情報公開窓口】

〒540-8527 大阪市中央区大手前4-1-67
大阪合同庁舎二号館9F
大阪労働局総務部企画室
(最寄り地下鉄谷町4丁目駅、中央大通りを森ノ宮方面へ徒歩2分)

(受付時間)

月～金曜日 9:00～12:00
13:00～16:30

(電話番号)

06-6949-6050

インターネットでは、
大阪労働局ホームページ

<http://www3.osk.3web.ne.jp/osaka1so/>

にお知らせが掲載されている。

開示請求書をはじめ各種書式はインターネット経由でも入手できるので便利。

労災隠し対策関連文書を請求

早速、窓口に出かけた。

ここには常時、総務部の係員が交代で常駐している。

労働局の窓口では大阪労働局、府内の労働基準監督署、ハローワーク(公共職業安定所)の行政文書の開示請求について受付を行っている。本省関係についても受け付けるとのことだ。窓口となっている部屋には、労働行政関係の法令をはじめ多くの資料が常備されていて閲覧できるようになっている。平成12年度だけだが、なんと各紙のスクラップ綴りもあった。

入ってすぐの机に、「行政文書開示請求書」、「情報公開制度の手引」(総務省)、「厚生労働省が保有する行政文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準」などが並べてあり、お持ち帰り自由。

「手引き」のサブタイトルは『公正で民主的な行政の推進』。その下には「情報公開法により、誰でも、国の行政機関の長に対して、行政文書の開示を請求することができます。開

示請求された行政文書は、原則として開示されます。また、政府は、情報の提供施策の充実に努めることとされています。この法律により、政府の諸活動を国民に説明する責務(アカウンタビリティ)を全うします。」とキッパリと書かれている。

さて、今回、労災隠しに関連する行政文書について開示請求をした。労災隠しについて、マスコミや国会でも問題にされたからか、厚労省が今年2月に労災隠しの排除に

関する通達を出し、また、「労災隠しは犯罪です」というコピーのポスターとチラシを配布していることが判明した。

これだけでは全く不十分なことは言うまでもないが、とりあえず文句を言う前に、この際、行政が労災隠しに対して、いったいこれまで何をしてきて、これから何をしようとしているのかを調べてみようと考えた。

問題の通達は担当の監督課職員が持って現れたので、とりあえず今日はそのコピー

をくださいと申し入れのだが、結局、厚労省のホームページにすでに掲載されていないか確かめたり、本省と連絡をとったり、監督課で相談したりと時間をとった挙げ句、「これも開示請求してください。その上で判断します。」ということだった。確か、最近本省は「通達はオープン」と言っていたはずなのだが。

請求書の「1 請求する行政文書の名称等」のところは「名称」と言われても見当がつかないので「労災隠しおよびその排除、防止に関する通達、事務連絡、実施に伴う内部検討資料、調査資料、関連団体一覧(住所、連絡先)、会議資料、レジメなどの行政文書」と書いて出した。開示請求手数料は300円、2階の郵便局で

開示請求の手順



行政文書開示請求書

平成 年 月 日

殿
(行政機関の長)

氏名又は名称： (法人その他の団体にあってはその名称及び代表者の氏名)

住所又は居所： (法人その他の団体にあっては主たる事務所等の所在地)

〒 _____ TEL (_____)

連絡先： (連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1 請求する行政文書の名称等

(請求する行政文書が特定できるよう、行政文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。)

--

2 求める開示の実施の方法等(本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付して下さい。アを選択された場合は、その具体的な方法等を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。 <実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他(_____) <実施の希望日> _____ イ 写しの送付を希望する。
--

開示請求手数料 (1件300円)	ここに収入印紙をはってください。	(受付印欄)
---------------------	------------------	--------

*この欄は記入しないでください。

担当課	
備考	

収入印紙を買って貼る。(行政機関によっては現金納付の場合もあるそうだ)。開示の実施のとき開示実施手数料として、文書の閲覧は100ページごとに100円、コピーの交付は1ページ20円が必要となるが、総額が開示請求手数料の300円分に達するまでは無料。

請求に対する開示、不開示の決定は、原則

として30日以内に文書で通知されることなので、現在は決定通知書待ち。

今回の開示請求結果については次号で報告する予定だ。

新しい制度だが請求手続きはごく簡単なので、見てみたい資料があれば気軽に利用できそうだ。当たり前だが、請求の理由を聞かれないというのもいい。

インドネシア研修・実習生が 労組結成

工場閉鎖に立ち上がった研修・技能実習生たち

インドネシア人40人全員が労組加入

自らの勤務する工場が今年中に閉鎖されるとの情報に、不安を覚えた外国人研修生・実習生が、4月13日に労働組合を結成、会社と研修生受け入れ団体に対し、結成通告と要求申入れを行った。

結成されたのは、連合大阪ハートフルユニオンのアイムジャパン支部。研修生受け入れ団体であるアイム・ジャパン(財団法人中小企業国際人材育成事業団)を通じて、京都府八幡市のミネベア株式会社京都製作所に配属され働くインドネシア人研修生・実習生の40人がハートフルユニオンに加入した。

同製作所はホイール製造をその事業としているが、今年2月にミネベア本社がホイール事業からの撤退を決定、同所を廃止することを明らかにした。寝耳に水の、正社員で組織する労働組合JAMミネベアユニオン京都製作所支部は、直ちに会社側に抗議し、交渉を開始したが、就業形態こそ違うものの同僚として働くインドネシア人研修生・実習生には、ほとんど説明もないまま放置

されていたという。受け入れ団体として、彼らを同製作所に送り込んでいるアイム・ジャパンも、1度だけ工場へ来て「心配ない」と具体性に欠ける説明を行っただけという事態が彼らの不安を増幅することとなった。

おりしも連合大阪は、3月22日より3日間にわたる「外国人なんでも相談」を多言語で開催していたところ、相談が舞い込んだ。連合大阪では通訳者を介し詳細な事情を聞き、外国人研修生・実習生問題のもつ労働問題としての特殊性を考慮に入れ、さらに研修生・実習生の意向も含め慎重な検討を行った結果、早期に労働組合を結成して団体交渉の場で問題解決を目指すべきとの結論に達した。

結果的には、ミネベア京都製作所で働く40人すべてが加入し、自らの職場の確保を第一に力を合わせることとなったのである。

中小企業の貴重な労働力として

ここで、外国人研修制度と技能実習制度



労組結成で記者会見をする
連合大阪ハートフルユニオン委員長要宏輝氏（中央）

について改めて解説しておこう。その趣旨を公式に説明すると、「日本で開発され培われた技術・技能・知識の開発途上国等への移転を図り、当該国の経済発展を担う『人づくり』に寄与することを目的として、政界、産業界をはじめ日本社会の総意をもって推進されている制度」（法務省）ということになる。具体的には、日本の受け入れ機関が外国の機関と連携して研修生を募集、条件を満たす研修生は、研修の種類と日本の受け入れ事業場を特定して研修生ビザを取得して入国、1年間の研修を行う。1年間の研修の最後に、技能検定を受けてパスすると、今度はさらに最長2年間の技能実習生となり、学んだ技術・技能等にさらに磨きをかけるということになる。そして、合計3年間を終了した実習生は、国に帰ってその能力を生かすというのである。このような制度による研修生が、毎年約2万5千人程度入国している。

まことに結構な制度であるが、以上のこ

とだけを知って、一つの疑問が湧いてくる人もいるだろう。だいたい国際貢献にボランティア精神を持った経営者がそんなにいるのかと。自らの事業場を提供し、技術や技能を教え、さらに仕事にもようやく慣れた3年目で、必ず国へ帰ってしまう言葉も通じにくい外国人を引き受けようという経営者が、毎年2万5千人に対応するほどいるようにはとても思えない。しかも、この事業を進める最大の「受け入れ機関」は、“中小企業”国際人材育成事業団（アイム・ジャパン）である。

このあたりの事情は、KSD問題で関連団体としてのアイム・ジャパンをマスコミが取り上げ、かなり解説されているところである。要するに、アイム・ジャパンを始めとする受け入れ機関を通じて受け入れている事業場の経営者は、安くて体を動かさず仕事を厭わない労働力として研修生・実習生を求めているのである。

研修生である1年目は、受け入れ機関に事業場が毎月一人当たりいくらかお金を支払い、受け入れ機関は、研修生に研修手当として5～8万円を支払う。あくまでこの期間は研修であって、労働の対価として賃金を受け取るのではない。

技能実習生となった2年目と3年目は、所属する事業場と労働契約を締結し、10万円程度の賃金を直接受け取り、事業場はいろいろな名目で受け入れ機関に別途お金を支払う。労働契約を結んでの労働なので、実習生の場合には労働基準法上の労働者となり、労働関係法令が適用されることとなる。

このシステムは、3K労働で慢性的な人手不足に悩む中小規模の製造業などの事業場では、そろばん勘定にあうものだった。入国手続きなどの難しい問題は、すべて受け入れ機関がやってくれ、お金を払えばよい。研修と実習についての手当や賃金も、事実上「この程度払いなさい」と受け入れ機関が指示してくれる。そして、毎日の仕事については、研修や実習といってもとりたてて特別のことはなく、言葉の問題があるとはいえ、通常の労働力として扱えばよいというものである。

一人の労働者を雇えば、雇用責任が生じるし、業績などに問題が生じて、安々と辞めてくれとはいえないが、研修生・実習生なら3年サイクルで自動的に辞めてくれる。労働力としては貴重な存在といえよう。

制度創設に貢献したKSD

実はこの制度、日本で外国人労働者問題が顕在化してきた80年代後半にその端緒を発する。短期滞在の観光ビザで来日し、期限をすぎても滞留して日本で働き続ける外国人労働者の問題がマスコミでも取り上げられだした時期である。在留資格のない資格外就労の場合には、もともとその存在自体が違法な状況であることから、実際には日本で社会生活を営んでいながら社会保障などの制度が適用されないという問題があった。また、労働関係法令は滞在資格に関係なく、適用されるにも関わらず、労災隠しの対象になるなど、いろいろな問題があり、当機関誌でもたびたび取り上げてきたとこ

ろである。

しかし、労働力不足に悩む中小事業場経営者にとっては、この外国人労働者の労働力は魅力であり、当時から合法的にいわれる「単純労働力」として受け入れる道はないものかと議論がされていた。そこで、外国人労働者の合法的受け入れに活用されたのが1982年に改正された入管法で新たにできた「研修」の在留資格であった。

研修の名目で受け入れ機関が来日を斡旋し、事実上外国人労働力として中小企業が活用する。そうすると、次にでてくるのは1年という短期の研修期間である。せっかく技術を身につけても1年だけで帰ってしまうのはもったいない。慣れた労働力をもう少し長い期間活用したいという経営者の要望がもとになって、実習生の制度につながる。もちろん自国に戻るよりも少しでも日本で収入を得たいという外国人労働者も多く、制度さえできればという状況が整っていた。

当時から受け入れ機関として、大規模に研修生受け入れ業務を拡大していたKSD(中小企業経営者災害補償事業団)は、この要望を満たす技能実習制度の創設に、政界に様々な働きかけを行ったことは、新聞紙上でも報道されている。

KSDは、この技能実習制度への制度拡張を視野に入れ、1991年の末には、外国人研修生受け入れ事業を新たな事業団として独立させた。これがアイム・ジャパン(中小企業国際人材育成事業団)である。その後1993年4月には技能実習制度が創設されて、研修に1年、技能実習に1年の合計2

年間働くことができるようになったのである。もっとも技能実習は入管法で独立した在留資格にはなっておらず、「特定活動」の一種として認められることとなっている。

やがて、技能実習1年程度でせつかく一人前の労働力になったところで帰国するのはもったいないと、法務省は97年4月に、もう1年技能実習期間を延長する告示を出すこととなった。この背景には、アイム・ジャパンの会員企業による親睦会のKSD豊明会がさかんに働きかけ、村上、小山の両参議院議員の逮捕に原因となったことは新聞等でさかんに報じられている。

研修生の実態は

アイム・ジャパンは、91年12月に設立され、外国人研修・技能実習生の受入れ機関として事業を拡大した。特に、インドネシア政府と連携をとり、インドネシア人研修生・実習生については毎年数千人規模で受け入れられている。ジャカルタに支局を置き、インドネシア労働省と合同説明会を開催し、事前研修を送り出し国側で実施、日本の会員企業に研修生として送り込む。

受入れ企業は、アイムジャパンと契約を結び、研修生・実習生の寮を設置して迎え入れる。しかし、安い労働力の確保がなんといっても企業側の目的であるので、研修生が労働者ではないなどという原則は、通じていないのが実際である。たとえば、研修で教えてもらう建前のはずなのに「残業」や「夜勤」があったりする。しかし、残業をして割増賃金を受け取るとなると「労働者」で

あることの証明になってしまうので、「時間外研修」と名づけられ、ひどいところでは「研修だから特別の手当は出すわけにはいかない」となってしまう。

このようなことは、例外的なものではなく、少し前までインドネシア労働省に対し研修生がサインした誓約書に「時間外の勤務も行う」などという一文があったりした。

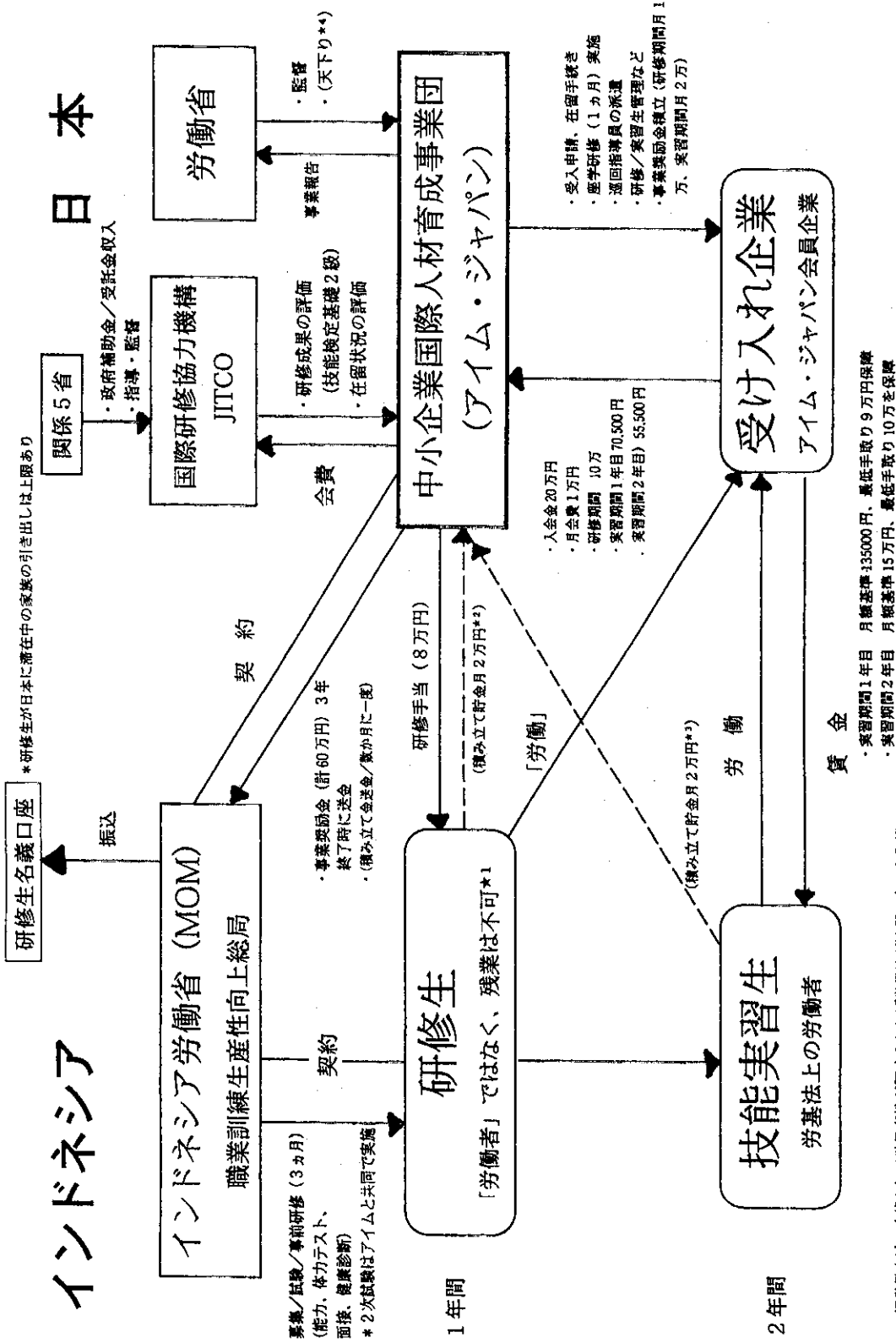
また、市民団体等が指摘した問題に、研修生のパスポートを受入れ企業がすべて預かるシステムがあった。アイム・ジャパンはパスポートを受入れ企業が預かるように指導し、その手続き用の用紙の雛型まで作っていたのだったが、これが改められたのはつい昨年のことである。

他にも技能実習生は、受入れ企業から直接賃金を受け取るが、アイム・ジャパンのシステムは、毎月1人2万円を受入れ企業がアイム・ジャパンに他の費用と一緒に支払うことになっている。その積立金は、3年間の研修・実習が終わって帰国した後に本人にインドネシア労働省から支払われるシステムになっている。なぜ、こんなシステムがあるのかについては、研修や実習の途中での逃亡を防ぐ狙いがあると言われている。現実にこれまでの研修生・実習生の失踪事例は数多くある。しかし、失踪者の原因について「違法な資格外就労で稼ぐ」のが目的と決め付けた対策であることが明らかであり、この積立金は名目はともあれ、労働基準法で禁止されている強制貯金にあたる可能性は十分といわねばならないだろう。

外国人研修生・技能実習生とアイム・ジャパンの問題は、その他まだまだたくさんあ

インドネシア

日本



*研修生が日本に滞在中の家族の引き出しは上限あり

★1 旧労働省は、実態として労働者性が認められれば労働法が適用できると回答

★2 2000年11月に中止

★3 1999年9月に中止

★4 警察庁、法務、外務、旧大蔵からも天下一あり

シンポジウム「まやかしの外国人研修制度」資料より

るが、昨年NGOの「外国人技能実習制度研究会」がまとめた「外国人技能実習制度と国際技術移転 — インドネシア人研修生・技能実習生の実態調査と改善に向けての提言」に詳しい。

団体交渉の行方に注目

さて、連合大阪ハートフルユニオンと同アイムジャパン支部は、ミネベアと受入れ機関であるアイム・ジャパンに団体交渉を申し入れ、4月19日にはアイム・ジャパン関西支局で第1回目の話し合いが持たれた。アイム・ジャパンは、自らが使用者ではなく団体交渉を行うことはできないが、実質的な話し合いには応じるという姿勢を示し、労働組合法上の問題は残るものの、研修生らの直面する問題点を解決するという観点から、当面実質的な話し合いをユニオンとしても重視することとなった。

研修生らの何よりの不安は、研修・実習の途中で職場がなくなった先輩たちは、移転

先が見つからないままに帰国させられた例を多く聞いており、自らもそうはならないかという危惧であり、まずこの点を解決する必要がある。アイム・ジャパンは、話し合いの中で、これから個別の希望調査を行い、移転先企業を探す努力を続けると答えている。しかし、ミネベアに働く研修生の資格は「金属プレス」の研修・実習という制限があり、同種の受入れ企業を探す必要にせまられることとなる。この点、残る実習機関との兼ね合いなど個別の要素も今後十分な交渉の課題となろう。

また、当該のミネベア京都製作所は、これから団体交渉を実施することになる。いずれにしてもインドネシア人研修生・実習生が自らの職場がなくなるという事態に直面し、問題解決を労働組合に加入することにより、助けを得て自らの力で解決しようと事態を進行させたこの間の行動は十分に理解されてしかるべきであるし、大きな意義を持つものともいえるであろう。今後が注目される。

**「ミネベア」
京都製作所**

閉鎖で労働組合結成

インドネシア人40人 身分確保など処遇要求

迎合大阪ハートフルユニオン。いずれも国の制度に基
オ(親監督・執行委員)と、厚生労働省の許可法
は同日、「ミネベア」京都 人である「中小企業国際
製作所が閉鎖するに伴 材育成事業団(東京都)
い、同製作所で働くイン 材育成事業団(東京都)
ネシア人40人による労働 照年数が1年を待っている
意を結成した。インドネシ 人は同社と労働契約を交わ
ア人たちが閉鎖後の処遇に している。この制度では在
不安を感じたため、同ユ 日期間は3年で、最初の1
ニオンはこの日、ミネベ 年間は同社から研修手
などに結成の通知と身分確 当が支払われ、残りの年間
別の処遇を求める要求を行 は受け入れ先の企業から給
った。 料が支給される。同製作所
同ユニオンによると、40 は今年いっぱい閉鎖され
人は全男男性で、勤務年数 ることからインドネシア人
は数か月から半年、タ たちが組合を結成し、賃金
イヤのホイール製造に従 補償などを求め、同ユニオ

同社東京本部広報室は「彼らの新たな受け入れ先を探している」と話している。「小栗 高弘」

2001年4月14日 毎日新聞

前線から

解体工事中の事故で 障害3級の重傷

ゼネコンに対し損害賠償請求

大阪

解体工事の作業監督のNさんは1996年9月、西成区老人福祉センターにおける解体工事中に第一腰椎破裂骨折、左肋骨骨折、血気胸の重傷を負い、生死の境をさまよった。腰椎固定手術を行い今でもボルトが体の中に入っている。労災療養ののち昨年末に症状固定とされたが、脊髄症状による痛み・しびれ、脊椎運動障害、膀胱・直腸障害などによって障害第3級の認定を受け、現在アフターケアを受給しながら療養生活を続けている。

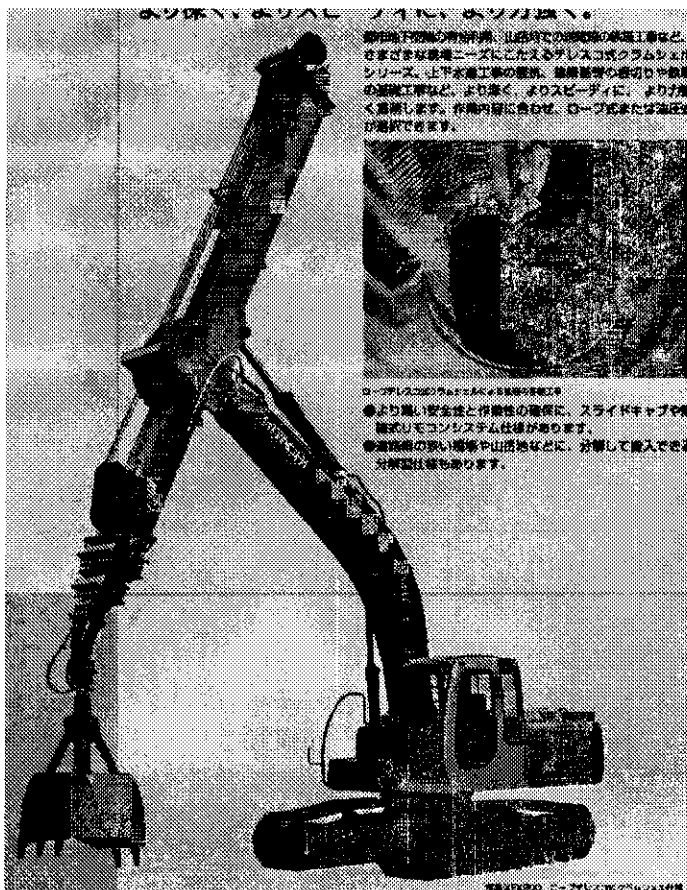
Nさんは治療中に知人の紹介で安全センターに相談にこられた。重傷を負ったが自分には何の落ち度もないのに大変な苦勞を背負い込んでしまった、労災保険

のほかに損害賠償を請求することはできないだろうか、ということだっ

た。また、治療方針についても悩んでおられた。

とりあえず十分な治療を受けることが重要ということでこれまでできていたが、症状固定を機に元請けゼネコンの安藤建設・榎並工務店に対して損害賠償請求をすることになった。

事故は、掘削用のクラムシェル（下図参照）を使用して解体スクラップを入れる鉄製容器（通称バツカン）をじかにつかんで動か



しているとき、ころがった
バツカンがNさんの背部を
直撃したというものだった。
もともとクラムシエルの
目的外使用であり、事故
以前にも同様の作業でバツ

カンが落下する事故が発生
しているにもかかわらず、
こうした作業が放置されて
いたことなど元請の責任は
明らか。

しかし、交渉で会社側

は、Nさんの過失が会社側
よりも大きいと主張するな
ど全く誠意を見せていな
い。安全センターとしては
今後ともNさんを全面的に
支援することになっている。

連合大阪が 外国人電話相談開催

大 阪

3月22日～24日の3
日間連合大阪主催の「外国
人何でも電話相談」が開催
された。98年以来連合大
阪では毎年この相談を行っ
ており今年で4回目。外国
人支援団体のRINKのサ
ポートを得て、スペイン
語、中国語、ポルトガル語
など9言語で対応し、弁護
士が相談に応じる。今回は
3日間で33件の相談があっ
た。国籍では、ペルーガー

人多く11件、中国8件、
ブラジル4件と続く。相談
内容については、家族関係
の相談11件に続いて、労
働相談が8件、入管・外登
7件の順であった。

一番多かったのは、結
婚、離婚、などの家族関係
の問題で、日本の法律のみ
でなく相談者の国の法律な
どが関わってくるうえに在
留資格の問題が絡み合う、
外国人相談ならではの複雑

な相談も寄せられた。

滋賀県で働いていたブラ
ジル人からの賃金未払い問
題では、連合大阪が解決に
取り組むこととなった。岡
山市の鉄工所で働くポリビ
ア人労働者は、派遣業者か
ら「労災隠し」され、相談
に来所した。このケースの
他、労災の損害賠償を希望
するケースなど、継続して
支援していく。

今後も年1回の外国人相
談を継続し、労働相談のみ
ならず、人権問題としての
外国人問題に積極的に取り
組まれることを期待した
い。

前号の訂正：2001年3月号22p前
線からの見出し「虚偽の証言で策を労する」
を「弄する」に訂正いたします。

オーストラリアの労組の職場のストレスガ
イドの討議案（全国安全センター機関誌「セ
ンター情報」4月号参照）中に仕事での裁量
がないほどストレスが高いということが書か
れていました。そのとおりだと思います。ガ

イドは、ストレスをハザードと位置付け、労
働者にストレスとその影響への理解を促し、
雇用者や政府が対策をとる責任にも言及して
います。日本で行政が出した「心の健康指
針」より、明解な感じがします。このような
ガイドを労組で策定されてはどうでしょう
か？（T）

3月の新聞記事から

3/1 東京地検特捜部は、国会質問の謝礼にKSD側から計約720万円のわいろを受け取った受託収賄容疑で、元労相、村上正邦容疑者を逮捕、事務所等を自宅搜索した。

3/4 午後5時ごろ、大分県宇佐市の宇佐市役所2階の商工観光課から出火し、焼け跡から職員2人の遺体が見つかった。出火直前に同課の職員が死亡した職員に殴られたと宇佐署に届けていた。この3人は休日出勤し打ち合わせをしていた。

3/5 徳島県内のじん肺患者や遺族23人が大手ゼネコンなど37社に総額7億5900万円の損害賠償を求めた「第1次徳島トンネルじん肺訴訟」の和解協議が開かれ、原告22人と鹿島、大成建設、大林組など被告企業36社の間で和解が成立。和解金総額は約3億5000万円で、じん肺認定後10年を過ぎた時効対象者にも適用する。

3/6 松下電工とクボタは、住宅用屋根建材に白石綿(クリソタイル)を使うことを中止する方針を明らかにした。クボタは今後1年から1年半の間、松下電工は来年3月をめぐりに使用を中止する。

3/9 午前8時半ごろ、滋賀県八日市市の名神高速道路下り線で「奈良交通」の大型観光バスがトラック4台に接触、さらに後続のトラック2台が追突するなど計12台が関係する事故がおき、バスの運転手が重傷、他7人が重軽傷を負った。

長距離運送の仕事に、くも膜下出血で死亡したトラック運転手の遺族が、南堺運輸に損害賠償を求めた訴訟で、大阪地裁堺支部は、国がトラック運転手の労働時間改善のために定めた基準に照らして、被告は適切な措置を取る義務に違反したとし、安全配慮義務違反を認め、過失相殺を適用せずに遺族の訴えを全面的に支持、約4000万円の支払いを命じた。

午後7時半ごろ、東大阪市の郵便局長が男2人組に拳銃を発砲され、車で特定郵便局「東大阪金物町郵便局」に連れて行かれ、金庫を開けさせられた。2人組は現金約600万円を奪い、後に路上で郵便局長を開放し、逃走した。郵便局長は左腕に大けが。

3/10 森喜朗首相は退陣を表明、総裁選を前倒して4月ごろに。

3/12 午前10時20分ごろ、岡山県総社市の採石業「金池産業」の採石現場が高さ約100メートル幅約150メートルにわたって崩れ、プレハブ事務所を押しつぶした。事務所内

の従業員ら5人のうち、2人は自力で脱出、3人が生き埋めとなり1人は遺体で発見。

3/15 昨年6月和歌山市の肥料製造会社「宮山製肥工業所」で、硫化水素ガスが漏れて1人が死亡、5人が重軽傷を負った事故で、県警捜査1課と和歌山東署は同社社長と取引先の毛皮製造会社「ニチ口毛皮」丸子工場長を業務上過失致死傷容疑で、和歌山地検に書類送検する方針を固めた。

昨年12月少年ら2人がタクシー運転手を殺害し売上金を奪った事件で、姫路労働基準監督署は「業務上の災害」として、遺族年金などの給付を運転手の遺族に通知した。

未明ブラジルのリオデジャネイロ州カンポス沖約200キロの海底油田掘削施設で2度にわたって爆発が起き、作業員2人が死亡、9人が行方不明。

3/17 外国人技能実習生らの受け入れを推進する(財)国際研修協力機構が実施した企業への巡回指導で、旅券、通帳の取り上げ113件、労使協定なしの時間外勤務667件などの違法行為が頻発していることが分かった。

3/18 午前10時40分ごろ、鹿児島県東郷町の防災工事現場で、民家の裏山の斜面がたかさ約4メートルにわたって崩れ、建設会社現場監督と土木作業員の2人が生き埋めとなった。2人は救出されたが病院で死亡。

3/23 尼崎労働基準監督署は、大手住宅メーカー積水ハウスのマンション建設工事現場で、土砂崩壊により作業員1人が重傷を負った事故について、下請け会社の別の現場で起きたとする虚偽の報告書を提出し、労災隠しを行ったとして、現場責任者の元社員ら9人と社会保険労務士1人の計10人を、労働安全衛生法違反容疑で神戸地検に書類送検した。

3/24 午後3時28分ごろ、九州から四国にかけて地震が発生。M6.4と推定、震源地は瀬戸内海の安芸灘で深さ約51キロ。広島県と愛媛県で崩れたブロックなどの下敷きになり2人が死亡、7県で161人のけが。

3/28 血友病患者への非加熱製材投与を指示し、HIVに感染、死亡させたとして業務上過失致死罪に問われた元帝京大副学長、阿部英被告に対して、東京地裁は無罪を言い渡した。「予見可能性は低く、当時大多数の血友病専門医が非加熱製材を投与していたことからすれば、元副学長だけに過失を認めることは出来ない。」と過失責任を否定した。

腰痛予防に腰部保護ベルト - 宇土博医師 (広島労働安全衛生センター顧問) 監修 ミドリ安全 (株) 製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) NEW!

Relief インナータイプ

腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。



種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブルー	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
			- (ダーク)	骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円 (送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文下さい。

■パンフレットあります。 関西労働者安全センター TEL.06-6943-1527 FAX.06-6943-1528迄

「関西労災職業病」 定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

●郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター

●近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部	200円
年間定期購読料(送料込み)	1部 3,000円
〃	2部 4,800円
〃	3部以上は、1部につき2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06(6551)6854 FAX.06(6551)1259